

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業に関する事務処理要領

平成 24 年 4 月 1 日制定
平成 25 年 4 月 1 日一部改正
平成 26 年 4 月 1 日一部改正
平成 26 年 12 月 25 日一部改正
平成 28 年 4 月 1 日一部改正
平成 29 年 4 月 1 日一部改正
平成 30 年 4 月 1 日一部改正
平成 30 年 10 月 1 日一部改正
令和元年 6 月 1 日一部改正
令和 3 年 4 月 6 日一部改正
[保健福祉部障がい福祉課]

(趣旨)

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律 123 号。以下「法」という。）の規定による指定特定相談支援事業及び児童福祉法（昭和 22 年法律 164 号）の規定による指定障害児相談支援事業に関する事務取扱については、法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 28 号）、児童福祉法、児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 29 号）、郡山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成 18 年郡山市規則第 40 号。以下「施行細則」という。）及び郡山市児童福祉法施行細則（平成 9 年郡山市規則第 32 号）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(サービス等利用計画・障害児支援利用計画等)

- 第 2 条 法第 5 条第 21 項の規定するサービス利用支援及び児童福祉法第 6 条の 2 第 7 項の規定による障害児支援利用援助に係るサービス等利用計画案、障害児支援利用計画案についてはサービス等利用計画案・障害児支援利用計画案（第 1 号様式）によるものとし、サービス等利用計画、障害児支援利用計画についてはサービス等利用計画・障害児支援利用計画（第 2 号様式）とする。
- 2 法第 5 条第 22 項の規定する継続サービス利用支援及び児童福祉法第 6 条の 2 第 8 項の規定による継続障害児支援利用援助についてはモニタリング報告書(継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助)（第 3 号様式）によるものとする。
- 3 前 2 項に規定する様式については、各様式示す項目を全て満たしていれば、別様式でも可とする。
(指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等の申請)

第3条 指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者（以下「指定特定相談支援事業者等」という。）に係る法第51条の20第1項及び児童福祉法第24条の28第1項の規定による指定並びに法第51条の21第1項及び児童福祉法第24条の29第1項の規定による指定の更新（以下「指定等」という。）を申請する者は、次条に定める「指定等申請に係る必要（添付）書類一覧表」（以下「一覧表」という。）に記載の必要書類について、チェック欄に確認した旨をチェックの上、一覧表の番号順に揃え、その一覧表を添付して、事業開始希望日の前々月末までに市長に提出しなければならない。なお、この際のチェックの印については、押印、レ点での記入等その記入の仕方は問わない。

2 指定特定相談支援事業者等の指定等を受けることができるものは、次の各号のいずれにも該当しないものとする。ただし、法第5条の規定による障害福祉サービス事業、一般相談支援事業又は特定相談支援事業、児童福祉法第6条の2の2の規定による障害児通所支援事業又は障害児相談支援事業若しくは児童福祉法第7条第1項の規定による障害児入所施設の運営の実績がある者に対する指定等の場合は、第2号の規定は適用しない。

(1) 申請法人の代表者、役員及び当該申請に係る事業所の管理者が郡山市暴力団排除条例(平成24年郡山市条例第46条)第2条第2号に規定する暴力団員又は第8条に規定する社会的非難関係者と認められるとき。

(2) 申請法人の代表者、役員及び当該申請に係る事業所の管理者が市県民税（市町村民税・都道府県民税）、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、法人市民税（法人市町村民税）、事業所税又は入湯税を滞納しているとき。

（申請書の添付書類）

第4条 施行細則第18条の2第2項の指定特定相談支援事業者指定（更新）申請書及び郡山市児童福祉法施行細則第11条の10第2項の指定障害児相談支援事業者指定（更新）申請書の付表並びに付表に添付する書類は、別紙の一覧表のとおりとし、様式については、一覧表に付随して示す様式のとおりとする。なお、様式に示す項目を全て満たしていれば、別様式でも可とする。

（指定事項変更届出書の添付書類）

第5条 施行細則第18条の5第1項の指定事項変更届出書及び郡山市児童福祉法施行細則第11条の13第1項の指定事項変更届出書に添付する書類は、別紙「指定事項変更届出書添付書類一覧表」のとおりとし、様式は前条の規定による様式のとおりとする。

（加算等に係る届出）

第6条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第125号）及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第126号）に係る加算等の届出の書類は、別紙「加算等に係る届出一覧表」のとおりとし、様式については、当該一覧表に付随して示す様式のとおりとする。

（指定日）

第7条 指定日は原則毎月1日とする。

（標準処理期間）

第8条 指定等の審査に係る標準処理期間は、申請を受理した日から30日（書類の不備等による補正及び特別の事情がある場合を除く。）とする。

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要領の施行の際現に改正前の様式の規定により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する
（経過措置）
- 2 この要領の施行の際現に改正前の様式の規定により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成26年12月25日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要領の施行の際現に改正前の様式の規定により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成30年10月1日から施行する。
（経過措置）

- 2 この要領の施行の際現に改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業に関する事務処理要領の規定に基づき提出された書類は、改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業に関する事務処理要領の相当規定に基づき提出された書類とみなす。
- 3 この要領の施行の際現に改正前の様式の規定により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和元年6月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要領の施行の際現に改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業に関する事務処理要領の規定に基づき提出された申請書は、改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業に関する事務処理要領の相当規定に基づき提出された申請書とみなす。
- 3 この要領の施行の際現に改正前の様式の規定により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年4月6日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要領の施行の際現に改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業に関する事務処理要領の規定に基づき提出された申請書は、改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業に関する事務処理要領の相当規定に基づき提出された申請書とみなす。
- 3 この要領の施行の際現に改正前の様式の規定により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。